

記載例

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

おめでとうございます。
不明な点がございましたらお気軽におたずね下さい。

●令和6年3月1日以降の届出から、**戸籍謄本の添付は不要**になりました。

●婚姻できる年齢は男女とも18歳以上です。

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●婚姻届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口には提出できません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●「夫の氏」または「妻の氏」のどちらかにチェック☑してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます（この場合、宿直等で取り扱いますので、前日までに窓口にご相談ください）。届書は1通で結構です。
婚姻によって、住所や世帯主が変わるかたは、別に住民異動届の手続が必要となりますので、ご注意ください。

証人	松山 一	松山 愛媛
署名	松山 一	松山 愛媛
年月日	大正 昭 平 成 35 年 4 月 2 日	大正 昭 平 成 36 年 9 月 8 日
住所	松山市三津3丁目 2番30号	松山市北斎院町 712番地
本籍	松山市三津3丁目 2番	松山市北斎院町 712番

●必ず、成人2名の証人が必要です！！

●必ず、証人が署名してください。（押印は任意）

●新本籍がおけない場合もありますので、「夜間窓口」に提出をされる場合は、事前に問い合わせいただくことをお勧めします。

- ・新本籍が松山市の場合・・・松山市役所市民課戸籍担当（089）948-6344
- ・新本籍が松山市以外の場合・・・各市区町村役場でご確認ください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

→再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎ 署名は必ず本人が自署してください（婚姻する前の氏名）。

● 押印は任意です。

連絡先	夫 090 (0000 0000)	妻 080 (0000 0000)
提出日	月 日 時 分	月 日 時 分

昼間繋がりがやすい電話番号を記入してください。

★時間外受付について★

※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。

※毎週木曜日は19:00まで
毎月第2土曜日は8:30~17:00まで本館1階市民課での受付が可能です。

夜間窓口は地下1階です。本館と別館の間にある階段を降りてください。

月 日 午 前 後 時 分 受付	令和 6 年 10 月 1 日 届出	愛媛県松山市長印
婚姻届	愛媛県松山市長殿	
夫になる人	妻になる人	
氏名	松山 太郎	愛媛 花子
生年月日	大正 昭 平 成 3 年 1 月 1 日	大正 昭 平 成 5 年 12 月 1 日
住所	松山市二番町4丁目 7番地2	松山市二番町4丁目 7番地2
本籍	松山市三津3丁目 2番	松山市北斎院町 712番
父母及び養父母の氏名	父 松山 一 母 まつ	父 愛媛 一郎 母 ひめ
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	松山市二番町4丁目 7番地 2	
同居を始めたとき	平成 昭 平 成 4 年 12 月	
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫の職業	事務職 又は 03	
妻の職業	サービス職 又は 05	
届出人署名	夫 松山 太郎	妻 愛媛 花子